

# 平成30年度小浜市職員採用候補者試験（案内）

小浜市では、小浜市職員心得10カ条を念頭に「自ら考え、自ら学び、責任をもって」取り組むことのできる職員を募集しています。

## 10カ条

- ①市民の声を大切に
- ②市民の立場で考えます
- ③笑顔であいさつ
- ④捨てようその固定観念
- ⑤柔軟であること ただし理念は貫くこと
- ⑥他人の批判より自分の行動
- ⑦行動のないところに結果は生まれない
- ⑧独りで悩まず抱えずみんなで乗り越えよう
- ⑨最小の経費で最大の効果を
- ⑩何がないかより何があるかで発想しよう

**【受付期間】 平成30年7月6日(金)～ 8月7日(火)**

## 1 試験区分、採用予定人員および職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
事務	若干人 ●うち身体障がい者 1人程度	行政全般の一般事務に従事します。
土木	若干人	土木に関する専門的業務のほか、一般行政事務に従事します。

※採用予定人員は変更になることがあります。また、試験結果によっては採用しないことがあります。

※複数の試験区分への受験申込みはできません。

## 2 受験資格

試験区分	資格・免許等	生年月日
事務	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要なし。</li><li>・ただし「身体障がい者対象」の区分で受験する場合は次の要件が必要となります。</li></ul> <p>(1)「身体障がい者対象」の区分で受験する場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている人</li><li>②活字印刷文による出題に対応可能である人</li><li>③介助者無しに受験ならびに通勤および職務遂行が可能である人</li></ul>	昭和34年4月2日以降に生まれた人
土木	<ul style="list-style-type: none"><li>・次のいずれかに該当する人。</li><li>○学校教育法による高等学校以上の学校において建築または土木に関する課程を修めた方または修める見込みの方</li><li>○公的機関または民間企業において土木設計、積算、施工管理等の職務に従事した経験を直近5年に2年以上有する方 (基準日：平成30年6月1日)</li></ul>	昭和34年4月2日以降に生まれた人

- (1) 性別および学歴は問いません。
- (2) 国籍は問いません。ただし、日本国籍を有しない人の受験資格は、次のいずれかに該当する人に限ります。
- ① 出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)に定められている永住者
  - ② 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成 3 年法律第 71 号)に定められている特別永住者
- (3) 上記の受験資格があっても、地方公務員法第 16 条の欠格条項(次の各号のいずれか)に該当する人は受験できません。
- ① 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
  - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - ③ 小浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
  - ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

### 3 試験の方法

試験は次により、第一次試験と、第一次試験合格者に対し第二次試験を行います。

第一次試験	自己PRシート (全 員)	公務員としての適正、また小浜市職員として採用したい人物像を確認します。 ※平成 30 年 8 月 7 日(火)までに提出。8 月 7 日までの消印有効
	面接試験 (全 員)	公務員としての適正、また小浜市職員として採用したい人物像をみるため、集団面接を行います。

第二次試験	基礎能力試験 (全 員)	基礎的能力(言語、数理、論理、常識、英語)をみるため、試験を行います。
	性格適正検査 (全 員)	意欲や態度、性格、行動傾向等をみるため、適正検査を行います。
	面接試験 (全 員)	意欲や態度、性格、行動傾向等をみるため、個人面接および集団討論を行います。
その他	受験資格の確認	第一次試験の合格者に対し、受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について確認します。

### 4 試験の日時および場所

区 分	試 験 日	試 験 会 場
第一次試験	●面接試験 平成 30 年 9 月 16 日(日) ※受験者の人数等により 9 月 17 日(月)を追加する場合があります。	小浜市役所 (小浜市大手町 6-3)
第二次試験	●基礎能力試験、性格適正検査 平成 30 年 10 月 13 日(土) ●個人面接、集団討論 平成 30 年 10 月 27 日(土) 10 月 28 日(日)	小浜市役所 (小浜市大手町 6-3)

## 5 合格者の発表

区 分	発 表 時 期	発 表 方 法
第一次試験合格者	平成30年10月上旬	小浜市役所前掲示板に掲示およびホームページに掲載するほか、合格者には郵便で通知します。
最終合格者	平成30年11月上旬	小浜市役所前掲示板に掲示およびホームページに掲載するほか、第二次試験受験者全員に可否の結果を郵便で通知します。

## 6 受験手続および受付期間

申込方法	<p>○受験申込書等に必要な事項を記入し、提出ください。            (小浜市公式ホームページの職員採用案内ページにも申込書様式を掲載しています。)</p> <p>○「福井県電子申請サービス(ふく e-ねっと)」を利用してインターネット経由で受験申込ができます。詳しくは、小浜市公式ホームページ内の電子申請利用案内のページを参照ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小浜市公式ホームページアドレス <a href="https://www1.city.obama.fukui.jp">https://www1.city.obama.fukui.jp</a></li> <li>・福井県電子申請サービスアドレス <a href="https://shinsei.e-fukui.lg.jp">https://shinsei.e-fukui.lg.jp</a></li> </ul>
受験申込先	○小浜市役所 総務部総務課(〒917-8585 福井県小浜市大手町6-3)
受付期間	<p>○平成30年7月6日(金)～平成30年8月7日(火)まで            受付時間は午前8時30分～午後5時15分(ただし、土曜日・日曜日・祝日は除く)</p> <p>○郵便により申し込む場合は、封筒の表に「職員採用試験受験」と赤書きし、必ず書留郵便にしてください。なお、郵送の場合は、平成30年8月7日(火)までの消印のあるものに限り受け付けます。</p> <p>○「福井県電子申請サービス(ふく e-ねっと)」を利用して申し込む場合、上記の受付期間最終日の午後5時15分までに正常に受信したものに限り受け付けます。</p> <p>○電子申請を利用し正常に受理された場合、必ず、受理された旨の通知を行います。電子申請を利用される方は、その受理通知を必ずご確認ください。</p>
提出書類	<p>①申込書 1部            所定の申込用紙または小浜市公式ホームページからダウンロードした様式をA4サイズ白紙に黒色で印刷したものを使用。複数の試験区分への申し込みはできません。</p> <p>②自己PRシート            所定の申込用紙または小浜市公式ホームページからダウンロードした様式をA4サイズ白紙に黒色で印刷したものを使用ください。 <u>※必ず手書きでお願いします。</u></p> <p>③受験票(ハガキ)送付用62円切手1枚            受付期間終了後、こちらから交付する「受験票」用の切手です。</p> <p>④写真 1枚            上半身、脱帽正面向き、縦4cm、横3cmで、申し込み6カ月以内に撮影したもので、裏面に氏名をご記入ください。</p> <p>⑤成績証明書(第一次試験合格者のみ)            在学中の人は現在の学校のもの、卒業者は最終学校のものを第二次試験当日にご持参ください。</p> <p>※電子申請による場合            申込書の提出は不要です。  <u>ただし、「自己PRシート、62円切手、写真」は、平成30年8月7日(火)までに持参や郵送等でご提出ください。(8月7日(火)までの消印有効)</u></p> <p>★受験に際し提出された書類の返却はいたしません。</p>

## 7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成される「採用候補者名簿」に登載され、小浜市職員として採用される資格を持つこととなります。
- (2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合に行うこととなります。ただし、資格等が受験要件になっている試験区分については、「採用候補者名簿」に登載されても、所定の期日までに取得等ができなければ正式採用はされません。
- (3) 「採用候補者名簿」の有効期限は、平成31年3月31日までとします。

## 8 給 与

採用された場合は、給与条例の定めに従い給与が支給されます。  
平成30年4月1日現在の、新規学卒者の初任給の例は次のとおりです。

採用区分	学 歴	初任給	諸 手 当
全区分	高等学校卒業者	147,100 円	扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等が支給されます。
	短期大学卒業者	156,800 円	
	大 学 卒 業 者	168,600 円	

※職歴などがある人については、一定の基準で算出された額が加算される場合があります。

## 9 その他

- (1) 平成30年8月21日頃（予定）に受験票を送付します。受験票が届かない場合や受験票を紛失した場合は、小浜市総務部総務課まで必ずご連絡ください。
- (2) 受験時に車でお越しの方は、市役所正面の市営駐車場（有料）をご利用ください。

### 平成30年度小浜市職員採用候補者試験 申 込 書 等 記 入 上 の 注 意 事 項

1. 記載事項に不正があった場合、受験無効や合格取り消しとなる場合があります。
2. 記入には、すべて黒ボールペンを用い、本人が楷書で丁寧にご記入ください。
3. 数字は算用数字を用い、受験番号欄を除くすべての欄にもれなく記入し、国籍欄・学歴欄の修学区分等、選択が必要な区分は該当事項を○で囲んでください。
4. 現住所(住民登録をしてある所ではなく、実際に居住している所)および受験票／合格通知送付先は、番地まで詳細に、アパートの場合は部屋番号まで、同居の場合は同居先までご記入ください。
5. 受験票／合格通知送付先は、受験票等を郵送する宛て先となります。確実に連絡のとれる所をご記入ください。また、現住所と同じ場合でも省略しないでください。
6. 学歴・職歴は新しいものから順に2つまでご記入ください。
7. 事務を受験希望のうち、「身体障がい者対象」の区分で受験する場合は、必ず裏面をご記入ください。
8. 記載もれがある場合は、受付できません。書き終わったらもう一度ご確認ください。
9. 地方公務員法第16条の欠格事項は次のとおりです。
  - (1)成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む。）
  - (2)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人
  - (3)小浜市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
  - (4)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
10. 電子申請による場合、申込書の提出は不要です。ただし、自己PRシートについては必ず自筆で記入し、持参や郵送等でご提出ください。